

グループホーム五日市ひまわり運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社メディカルサービス廿日市が開設するグループホーム南観音ひまわり（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム五日市ひまわり
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目4番31号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（計画作成担当者及び介護従事者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（管理者及び介護従事者と兼務）
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従事者 25名以上
介護従事者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は、18人（9人×2ユニット）とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項のほか、別表に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 外出または外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、帰所予定日時等を管理者に届けなければならない。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害しないこと。
- (4) 指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行なわないこと。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は状況を把握し次のとおり対処する。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。

(身体拘束)

第10条 原則として利用者に対し身体拘束は行わないこととする。但し、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設の管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。

- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体拘束等廃止のための体制を講じる。

- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）をマニュアルに基づいて判断する。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行う。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（衛生管理）

第12条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第13条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

（高齢者虐待防止）

第14条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講ずる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続 年1回
- (3) その他研修 施設内研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社メディカルサービス廿日市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 1月 1日とする。

この規程は、平成16年 3月 6日に第4条、第5条を一部改正。

この規程は、平成21年 7月 1日一部改正。

この規程は、平成21年12月 1日一部改正。

この規程は、平成25年 1月 1日一部改正。

この規程は、平成25年 4月 1日一部改正。

この規程は、平成26年 1月 1日一部改正。

この規程は、平成26年 4月 1日一部改正。

この規程は、平成28年10月 1日一部改正。

この規程は、平成29年 4月 1日一部改正。

この規程は、平成31年 4月 1日一部改正。

この規程は、令和 3年 3月 1日一部改正。

この規程は、令和 5年11月 1日一部改正。

協力医療機関 : 廿日市野村病院

協力歯科医療機関 : 兼池歯科

勤務体制 : 日勤一6名（1階3名・2階3名）
夜勤一2名